
3 0 2 8 . 輸 出 申 告 搬 入 後 処 理

業務コード	業務名
CEW	輸出申告搬入後処理

1. 業務概要

(1) 「輸出申告搬入後処理（CEW）」業務

貨物が搬入前（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込前）に行われた輸出申告、積戻し申告、輸出マニフェスト通関申告、別送品輸出申告（以下、「搬入前申告」という。）に対して、貨物が搬入後（本船・ふ中扱い貨物の場合は、船舶、はしけ等への積込後）の申告内容の確認を行う。

本業務では、登録内容に基づき輸出申告等を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

「簡易審査扱い」に選定された場合は、即時に許可となる。

また、輸出申告搬入後処理前の審査終了（以下、「搬入前申告審査終了」という。）が有効な場合は、即時に輸出許可となる。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。

(2) 「輸出申告搬入後処理（自動起動）（1CE）」業務

搬入前申告後、貨物が搬入された（本船扱い貨物の場合は、船積みされた）場合に、本業務が1CE業務として自動起動される。

本業務が税関の開庁時間外に起動された場合で、時間外執務要請届を利用する条件を満たしていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）をもって搬入後処理を自動起動（以下、「開庁時搬入後処理」という。）する旨を登録する。

なお、システム不参加保税地域において搬入前申告を行った場合、またはふ中扱い貨物の場合は、1CE業務が自動起動されないため、貨物が搬入されたことを確認後に、CEW業務を実施する必要がある。

(3) 「輸出申告搬入後処理（開庁時自動起動）（3EW）」業務

1CE業務によって開庁時搬入後処理する旨が登録された場合に、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を契機に本業務が3EW業務として自動起動される。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②輸出申告DB等に登録されている申告者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸出申告DBに存在すること。
- (B) 以下のいずれかの状態であること。
 - ①搬入前申告またはその変更
 - ②搬入前申告審査終了
- (C) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「輸出等申告撤回」
 - ②「輸出等申告手作業移行」
 - ③「あて先官署変更受理」
- (D) 本業務を行おうとする日が出港予定年月日を過ぎていないこと。(海上のみ)

(4) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- (B) 以下のいずれかの状態であること。
 - ①搬入前申告またはその変更
 - ②搬入前申告審査終了
- (C) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「輸出等申告撤回」
 - ②「輸出等申告手作業移行」
 - ③「あて先官署変更受理」

(5) 別送品輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- (A) 申告等番号が別送品輸出申告DBに存在すること。
- (B) 以下のいずれかの状態であること。
 - ①搬入前申告またはその変更
 - ②搬入前申告審査終了
- (C) 以下の登録がされていないこと。
 - ①「別送品輸出申告撤回」
 - ②「別送品輸出申告手作業移行」
 - ③「あて先官署変更受理」
- (D) 本業務を行おうとする日が出港予定年月日を過ぎていないこと。(海上のみ)

(6) 時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告等番号の場合は、当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ③入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る別送品輸出申告番号の場合は、当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「D：別送品」または「F：別送品（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ④本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(7) 貨物情報DBチェック (○:チェックを行う、空白:チェックを行わない) (海上のみ)

登録されている輸出管理番号について以下のチェックを行う。

輸出: 輸出申告 マニ: 輸出マニフェスト通関申告 別送: 別送品輸出申告

項番	チェック条件	輸出	マニ	別送
1	輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。	○		○
2	輸出貨物または積戻し貨物であること。	○		
3	輸出貨物であること。			○
4	以下の項目について輸出申告DB等に登録されている内容と一致すること。 ①申告者コード ②貨物個数 ③個数単位コード ④蔵置場所 ⑤積載予定船舶コード (本船扱い貨物の場合にチェックを行う。) ⑥積込港コード (本船扱い貨物の場合にチェックを行う。)	○		○
5	貨物が分散蔵置されている場合は、蔵置場所は5ヶ所以内であること。	○		
6	搬入 (予定) 先が1カ所であること。			○
7	仕分けの親となっていないこと。	○		○
8	仕合せの親となっていないこと。	○		○
9	訂正保留となっていないこと。	○		○
10	貨物手作業移行されていないこと。	○		○
11	事故確認要となっていないこと。	○		○
12	貨物が全量搬入済であること。	○		○
13	輸出申告DB等に登録されている通関予定蔵置場に蔵置されていること。なお、分散蔵置されている場合は、貨物が一部でも通関予定蔵置場に蔵置されていること。	○		○
14	コンテナ詰めされている場合は、輸出申告DBにバンニングに関連する以下の項目が登録されていること。 ①コンテナ本数 ②バンニング場所コード ③バンニング場所名 ④バンニング場所住所1～3	○		
15	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。 ①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること ②貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○		
16	積戻し貨物の場合は、以下の登録がされてないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「現場収容」 ④「税関内収容」 ⑤「その他の搬出承認」	○		
17	積戻し貨物の場合は、保税運送申告中でないこと。	○		
18	保税運送承認された積戻し貨物の場合は、到着地に搬入済であること。	○		
19	本船扱い貨物の場合は、船積終了の登録がされていること。	○		

(8) 輸出貨物情報DBチェック (○:チェックを行う、空白:チェックを行わない) (航空のみ)

登録されているAWB番号について以下のチェックを行う。

輸出: 輸出申告 マニ: 輸出マニフェスト通関申告 別送: 別送品輸出申告

項番	チェック条件	輸出	マニ	別送
1	AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。	○	○	○
2	HAWBであること。		○	
3	以下の項目について輸出申告DB等に登録されている内容と一致すること。 ①貨物個数 ②蔵置場所	○	○	○
4	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○	○	○
5	仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。	○	○	○
6	訂正保留となっていないこと。	○	○	○
7	以下の登録がされていないこと。 ①「貨物差止め」 ②「亡失届受理」 ③「滅却承認」 ④「その他」	○	○	○
8	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○
9	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。	○	○	○
10	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。 ①輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること ②輸出貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること ③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○		
11	通関予定蔵置場がシステム参加保税地域* ¹ または他所蔵置場所の場合は、貨物が搬入済であること。	○	○	○
12	UBG貨物でないこと。	○	○	
13	UBG貨物であること。			○

(* 1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

(9) ライセンスDBチェック

輸出申告DBの輸出承認証等識別に外為法電子ライセンスに対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力者が通関業者指定DBに登録されている利用者(先頭5桁)と同一であること。

②電子ライセンス番号が、ライセンスDBに存在すること。

③電子ライセンス番号が、無効となっていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 審査区分選定処理

登録内容に基づき、審査区分を選定する。

①「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

②搬入前申告後に税関により検査区分が指定されている場合は、検査区分を引き継ぐ場合がある。

(3) 検査区分選定処理（航空のみ）

「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」に選定される場合がある。

(4) 許可処理

以下のいずれかの場合は、輸出許可とする。

①「簡易審査扱い」（保留中を除く。）に選定された場合

②搬入前申告審査終了が有効な場合

(5) 通関関係書類（原紙）提出要否判定処理

入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告等番号の場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類（原紙）の提出要否を判定する。（「簡易審査扱い」（保留中）を除く）

(6) 通関関係書類提出要否判定処理

入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告等番号の場合で、「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合は、輸出申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(7) 保税運送期間設定処理

輸出許可となった場合は、「通関蔵置場を管轄する税関」と「輸出許可貨物の積込港を管轄する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。

(8) 輸出申告DB処理

入力された申告等番号が、輸出申告に係る申告等番号の場合は、手続きの状況を輸出申告DBに登録する。

(9) 輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、手続きの状況を輸出マニフェスト通関申告DBに登録する。

(10) 別送品輸出申告DB処理

入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る別送品輸出申告番号の場合は、手続きの状況を別送品輸出申告DBに登録する。

(11) 貨物情報DB処理（海上のみ）

(A) 手続きの状況を貨物情報DBに登録する。

(B) 以下の項目に関して、貨物情報DBに登録されている情報と輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、輸出申告DB等に登録されている情報を貨物情報DBに登録する。

①積載予定船舶コード

②積載予定船名

③出港予定年月日

④積込港コード

⑤輸出者コード（別送品輸出申告を除く。）

⑥輸出者名（別送品輸出申告の場合は、荷送人名。）

- ⑦インボイス番号（別送品輸出申告の場合を除く。）
 - ⑧仕向人コード（別送品輸出申告の場合は、受取人コード。）
 - ⑨仕向人名（別送品輸出申告の場合は、受取人名。）
 - ⑩仕向人住所 1～4（別送品輸出申告の場合は、受取人住所 1～4。）
 - ⑪仕向人郵便番号（別送品輸出申告の場合は、受取人郵便番号。）
 - ⑫仕向人国名コード（別送品輸出申告の場合は、受取人国名コード。）
- (12) 輸出貨物情報DB処理（航空のみ）
手続きの状況を貨物情報DBに登録する。
- (13) 輸出自動車DB処理
システムで輸出抹消仮登録を証明する旨の登録がある場合は、手続きの状況を輸出自動車DBに登録する。
- (14) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理
システムで本船・ふ中扱い承認を行った場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに削除の旨を登録する。
- (15) 時刻起動電文DB処理
- ①CEW業務の場合で、3EW業務の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。
 - ②1CE業務の場合で、本業務が税関の開庁時間外に起動された場合で、時間外執務要請届を利用する条件を満たしていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）をもって開庁時搬入後処理する旨を、時刻起動電文DBに登録する。
- (16) 時間外執務要請届使用実績DB処理（別送品輸出申告を除く。）
CEW業務または1CE業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。
- (17) インボイス・パッキングリストDB処理
輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、許可された旨及び削除対象とする旨を登録する。
- (18) 添付ファイル管理DB処理
入力された申告等番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。
- ①手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。
 - ②「通関関係書類（原紙）提出要否判定処理」の判定結果及び添付ファイル管理DBに登録する。
 - ③許可となった場合は、「通関関係書類提出要否判定処理」の判定結果及び許可された旨を添付ファイル管理DBに登録する。
- (19) ライセンスDB処理
輸出申告DBの輸出承認証等識別または輸出承認証等区分に外為法ライセンスに対応するコードの登録がある場合で、許可となった場合は、ライセンス用通関DBに許可された旨を登録する。
- (19) 出力情報出力処理
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出許可等通知情報* ²	輸出申告が許可となった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可通知情報（大額） ②輸出許可通知情報（少額） ③積戻し許可通知情報（大額） ④積戻し許可通知情報（少額）	入力者
		輸出者* ²
輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出マニフェスト通関申告が許可となった場合	入力者
		輸出者* ²
別送品輸出許可通知情報	別送品輸出申告が許可となった場合	入力者
輸出搬入時状況通知	許可とならなかった場合	入力者
許可・承認貨物（輸出）情報（海上の場合）	許可となった場合	通関蔵置場 （分散蔵置されている場合は、すべての通関蔵置場）* ³ 、* ⁴ 、* ⁸
		バンニング場所 （複数場所でバンニングする場合は、すべてのバンニング場所）* ³ 、* ⁵
許可・承認貨物（輸出）情報（航空の場合）	許可となった場合	通関蔵置場* ³
検査指定情報* ⁶ （海上の場合）	搬入前申告後に税関により検査区分が指定されている場合に出力 ただし、搬入前申告中に出力されている場合を除く	入力者
		検査立会者* ⁹
	搬入前申告後に税関により検査区分が指定されている場合に出力 ただし、検査区分が事前検査の場合は除く	保税蔵置場（本船・ふ中検査の場合は出力しない）* ³ 、* ⁷
検査指定情報* ⁶ （航空の場合）	検査区分が現場検査、検査場検査に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する ただし、搬入前申告中に出力されている場合を除く	入力者
		検査立会者* ⁹
	検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認に指定された	保税蔵置場* ³
輸出許可自動車情報	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合で、許可となった場合	入力者
輸出申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）* ¹⁰
輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）* ¹⁰
別送品輸出申告情報（レコーダ）		税関（別送品担当部門）
		税関（通関担当部門）* ¹⁰

- (* 2) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E O 1「輸出許可等通知情報について」を参照。
- (* 3) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- (* 4) 通関蔵置場兼バンニング場所の場合で、貨物が分散蔵置の場合は、他の通関蔵置場（通関蔵置場兼バンニング場所は除く）向けに出力する許可・承認貨物（輸出）情報も出力する。
- (* 5) 通関蔵置場兼バンニング場所には出力しない。
- (* 6) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L O 1「検査指定情報等について」を参照。
- (* 7) 貨物が分散蔵置されている場合は出力しない。
- (* 8) 当該許可貨物が本船扱いであり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力する。
 - ①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている。
 - ②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している。
- (* 9) 検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。
- (* 10) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

7. 特記事項

- (1) システム不参加保税地域において搬入前申告を行った場合、またはふ中扱い貨物の場合は、1 C E業務が自動起動されないため、貨物が搬入されたことを確認後に、C E W業務を実施する必要がある。